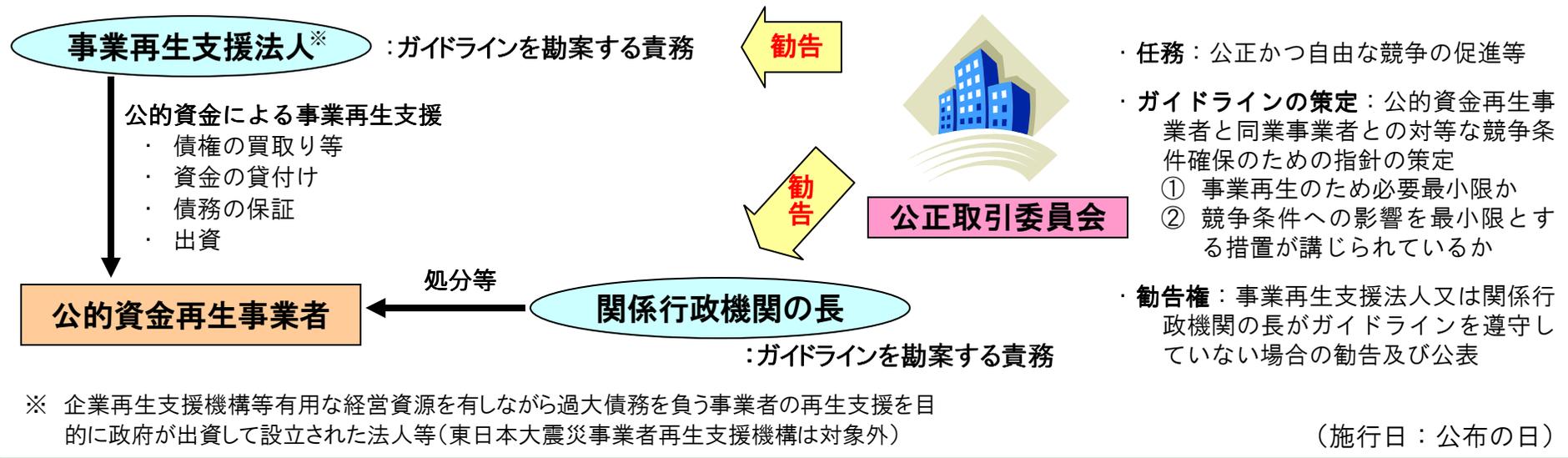


公正競争条件確保法案（概要）

1 目的

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資する。

2 ガイドラインの策定等



3 平成 23 年改正所得税法等の一部改正

- 1 平成 24 年 4 月 1 日前に更生手続開始の決定等の事実が生じた公的資金再生事業者については、平成 23 年改正所得税法等附則第 14 条第 2 項の規定（欠損金に関し 7 年間 100%の繰越し）は、適用しないものとする。
- 2 連結親法人である 1 の公的資金再生事業者については、平成 23 年改正所得税法等附則第 22 条第 2 項の規定（連結欠損金に関し 7 年間 100%の繰越し）は、適用しないものとする。

（施行日：平成 25 年 4 月 1 日）